



# 創業するなら昭島で



## ～特定創業支援等事業とは～

昭島市では、市内での創業支援の取り組みを促進するため「創業支援等事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けました。

昭島市で創業を目指す方、創業して間もない方、ぜひご活用ください！

特定創業支援等事業って何ですか？



創業される方に対する継続的な支援のことで、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の事業経営に必要な4分野の知識を1ヶ月以上かけて習得することを目的にした創業支援です。

連携機関の創業セミナー・創業塾・個別相談会にて受講します。



特定創業支援等事業を受けるとどうなるのですか？



特定創業支援等事業を受けて証明書を取得すると、次のようなメリットがあります。



## 特定創業支援等事業証明書 取得後のメリット

- 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証
- 会社設立時の登録免許税の軽減
- 東京都「創業融資」の創業支援特例の適用
- 小規模事業者持続型補助金〈創業型〉の申請

### ①特定創業支援等事業を受ける

昭島市で行っている『創業ワンストップ窓口・あきしま創業セミナー』または昭島市の連携機関(昭島市商工会・多摩信用金庫・西武信用金庫)で行っている『創業セミナー・創業塾・個別相談会』の中で、4科目を1ヶ月以上かけて受けてください。



創業者

### ②市役所に 証明書を申請



### ④特定創業支援事業を受けた 創業者になる

メリットを活用しながら、創業実現に向けてダッシュ！



創業者

### ③証明書の 発行を受ける

※発行手続きは  
約1週間程度

～詳しくは、昭島市役所 市民部 産業活性課までお問合せください～  
電話：042-544-4134 メール：sangyokasseika@city.akishima.lg.jp